

みやぎ復旧・復興工事ゼロ災運動（第5次期間の取組方針）

～ 『高めよう安全意識 加速させよう

復旧・復興 達成しようゼロ災害』 ～

1 ゼロ災運動第5次期間の展開

平成24年12月から取り組んできた「みやぎ復旧・復興工事ゼロ災運動」は、平成27年度から第2ステージとして、更に3年間（第4次～第6次期間）継続することを決定し、平成27年度は、第4次期間として県下の建設業関連団体、災害防止団体、発注機関が一体となって労働災害防止に向けた取組を推進してきました。

震災関連工事については、本年も沿岸部を中心とした高台移転工事や災害公営住宅工事、木造建築工事など膨大な復興関連工事が引き続き行われている状況です。

昨年は、復興工事現場や木建工事現場で死亡災害が発生しており、更に、本年に入り復興工事現場で、死亡災害が連続して発生している状況から、建設現場での労働災害の増加が危惧されているところです。

こうした状況を踏まえ、平成28年度は、「みやぎ復旧・復興工事ゼロ災運動」第5次期間として、引き続き、「墜落・転落災害」、「建設機械等災害」、「崩壊・倒壊災害」の三大災害を始めとする労働災害の防止に向け重点的な取組を実施していくこととします。

2 第5次期間の取組事項

(1) ゼロ災運動推進協議会の開催

平成27年度に引き続き、年間2回（9月、3月）推進協議会を開催します。

推進協議会では、ゼロ災運動の取組事項に関する企画立案に加え、県内の建設業における労働災害防止対策を協議・情報交換する場として位置付けます。

(2) 安全宣言活動の促進

イ 建設企業トップの労働災害防止に向けた「強い決意」、「リーダーシップ」を、目に見える形で表明していただきながら、対外的にも情報発信をしていくため、これまで取り組んできた「安全宣言活動」を継続します。県内のすべての建設企業での宣言実施を目標に、活動を促進します。

今年度、開催される安全大会・研修会等を始めあらゆる機会をとらえ、安全宣言の実施についての働きかけを行っていきます。

【目標】	月目標	55 宣言	(ごーごーゼロ災)
	年目標	631 宣言	(無災害 宣言)
	3年目標	2,000 宣言	(トライ 2,000 宣言)

- 「労働災害を絶対に発生させない」という強い思いを、現場の監督者・職長・労働者の方々が共有するとともに、対外的にアピールしていくため、引き続き、ゼロ災運動安全旗の掲揚と現場等にのぼり旗を掲げる「のぼり旗掲揚活動」を展開します。



- (3) 復旧・復興工事ゼロ災大会の開催及びゼロ災表彰の実施
工事の種別等にかかわらず、宮城県内のすべての建設現場での労働災害防止について、意識を共有することを目的に、引き続きゼロ災大会を開催します。

(平成28年9月6日(火)開催予定)

また、無災害を達成した安全衛生担当者、現場代理人、職長等を対象とした表彰や女性技術職員の現場経験を踏まえた講演などの実施に向け取組みます。



- (4) 安全衛生パトロールの実施

労働局・監督署では、ゼロ災運動パトロール、推進協議会構成団体との合同パトロールを、引き続き、実施します。

また、東日本大震災復旧・復興工事労働災害防止支援センターが行う安全衛生巡回指導等の積極的な活用を図ります。

- (5) 見える化「あんぜんプロジェクト」への参加勧奨及び「見える化事例集」の作成(新規)

見える化「あんぜんプロジェクト」への参加促進を継続し、建設現場で効果のあった見える化運動の好事例を「見える化事例集」として作成し、情報の共有化を図ることにより、建設現場での見える化運動を強く推進します。

(6) 三大災害防止の強化

死亡災害を始め重篤災害につながる建設工事における三大災害防止の徹底を図るため、5月、2月を三大災害防止強化期間とし、チェックリストを使った安全点検を広く呼びかけます。

また、建設業の労働災害の中で最多となっている墜落・転落防止措置の徹底を強化し、足場の設置等が困難な墜落防止対策の1つとして、「ハーネス型安全帯の普及促進のためのパンフレット」による周知を図ります。

また、「はしご等」からの墜落・転落災害が多発していることから、「はしご等からの墜落・転落災害の防止パンフレット」により周知を図ります。

(7) 安全衛生意識向上教育の取組（新規）

建設業で就業する労働者（新規参入者含め）に対し、安全衛生意識の定着・向上を図ることを目的に、労働者が守るべき安全衛生ルールや正しい作業方法等についての教育の強化を図ります。

具体的には、新規入場時教育や全国安全週間準備期間等に実施される安全衛生教育等の機会を捉え、実際に体験したヒヤリハットや労災事事故事例を基に討議を行うなど労働災害に遭わないための安全意識の向上を図ります。

併せて建災防、東日本大震災復旧・復興工事労災防止支援センター等が行う安全衛生教育等の活用の促進を図ります。

(8) 木建工事における死亡災害防止の取組（新規）

昨年、基本的な墜落・転落災害防止対策の不備により沿岸部の木建工事現場において、2件の死亡災害が発生するとともに、本年は、各地区の住宅移転計画により個人住宅の新築工事が引き続き増大することが予想されていることから、引き続き労働災害の発生が危惧されている状況です。このため、工事現場での安全対策を促進しアピールするため「木建危険ゼロ運動のぼり」等を掲揚することにより現場の気運の向上に努めていきます。

また、各地区の木建パトロールなど巡回指導の強化を図ると共に、同パトロール時に配布している「木建工事の安全」（労働局・木建安全対策委員会編集）を活用した安全教育の促進に取組みます。

(9) 転倒災害の防止の推進

厚生労働省が提起している「STOP！転倒災害プロジェクト」を今年も継続し取り組み、転倒災害の減少を図ります。

(10) 交通労働災害の防止

現場への往復時に交通労働災害が多発していることに鑑み、春・秋の交通安全運動等に呼応した取り組みを行います。

(11) 建設業無災害表彰の活用促進

建設業無災害表彰制度について一層の PR に努め、工事の無災害を推進するとともに、無災害で工事を終了した工事関係者の励みとなるようにします。

(12) 周知広報

ア 第5次期間のゼロ災運動ポスター及び災害防止用（第5次期間）リーフレットを新たに作成し、新リーフレットの活用により労働災害防止対策の自主的取組の促進を図ります。

イ 引き続き、「みやぎ復旧・復興工事ゼロ災協議会だより」を月1回発行し、関係団体あて情報発信し、労働局のホームページ等で情報を紹介します。

3 労働災害防止重点対策

第5次期間中もこれまでの期間中と同様、工事の種類ごとに、多発している労働災害の傾向等を踏まえ、次の事項を重点的に取り組みます。

(1) 共通事項

ア 基本的な安全管理体制の徹底

- ① 元方事業者による作業間の連絡調整、作業開始前のミーティング、作業場所の巡視、KY活動やリスクアセスメントの確実な実施を通じた、危険の排除
- ② 作業主任者及び作業指揮者の選任及び職務励行
- ③ 転倒災害等の行動型災害を防止するための作業場の整理整頓（5Sの実施）

イ 安全衛生教育の積極的な推進（安全衛生意識付け教育）

- ① 新規参入者教育、新規入場者教育、建設従事者教育、職長教育、現場代理人に対する教育及び安全衛生意識付け教育
- ② 雇入れ時、作業内容変更時における安全衛生教育（ヒューマンエラーによる災害を防止するための教育を含む。）

(2) 土木工事

ア 建設重機・移動式クレーンの安全対策

- ① 重機の位置や走行経路、②③の安全対策等が分かり易く明示された作業計画の作成及び労働者への周知

- ② 立入禁止区域の設定、誘導員の確実な配置等、目に見える形での立入禁止措置の実施
- ③ 敷鉄板の敷設や路肩の崩壊防止等、確実な転倒・転落防止対策の実施
- ④ 重機等の運転席を離れる場合の安全対策の徹底
- ⑤ 重篤災害発生防止のためのシートベルトの着用の徹底

イ 荷の積込・積卸作業中の安全対策

- ① 荷の落下、荷振れ等による衝突・挟まれ災害を防止するための、有資格者による適切な玉掛け・作業中の的確な合図等、安全な作業方法の徹底
- ② 現場の作業状況に応じた危険を排除するためのKY活動やリスクアセスメントの徹底
- ③ トラックの荷台からの墜落・転落災害を防止するための、KY活動やリスクアセスメントの徹底
- ④ 移動式クレーンのオペ付きリース業者に対する統括管理の徹底

ウ 土砂崩落防止に向けた安全対策

- ① 地山の掘削作業を行う際の、作業箇所や地山の調査の実施、日々の作業開始の点検の励行
- ② 上下水道工事等の溝掘削工事における土止め先行工法の採用

エ 墜落・転落防止に向けた安全対策

- ① 高所（開口部、作業床等）からの墜落・転落災害を防止するための適正な足場、囲い、手すり、覆い等の設置
- ② 「より安全な足場」の設置の推進

(3) 木造家屋建築・改修工事

ア 墜落・転落防止に向けた安全対策

- ① 足場先行工法に関するガイドラインに基づく施工の促進
- ② 平成27年7月に改正された安全衛生規則の周知
(足場特別教育の実施、作業床の隙間等改正に基づく足場等の設置)
- ③ 建屋内部開口部からの墜落・転落防止措置（開口部の覆い、防網の設置、親綱・安全帯の使用）
- ④ 脚立・移動式はしご等の安全な使用方法の徹底
- ⑤ 墜落時の身体への衝撃が少ないハーネス型安全帯の着用促進

イ 木材加工用丸のこ盤による災害防止対策

- ① 歯の接触による労働災害を防止するための接触予防装置 等の確実な使用
 - ② 木材や歯の反ばつによる災害を防止するための安全な作業方法の徹底
- (4) 鉄骨・鉄筋コンクリート建築・改修工事
- ア 墜落・転落防止に向けた安全対策
- ① 足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱（24年2月）に基づき、「手すり先行工法」や「（法令上の措置に加えて実施すべき）より安全な措置」の採用、足場の組立・解体時等の作業手順の作成や安全帯の使用の徹底等の実施
 - ② 躯体（鉄骨等）上の作業で、作業床を設けることが困難な場合の、親綱・安全帯の使用の徹底
 - ③ 墜落時の身体への衝撃が少ないハーネス型安全帯の着用促進
 - ④ 平成27年7月に改正された安全衛生規則の周知
（足場特別教育の実施、作業床の隙間等改正に基づく足場等の設置）
- イ 荷の積込・積卸作業中の安全対策
- ① 荷の落下、荷振れ等による衝突・挟まれ災害を防止するための、有資格者による適切な玉掛け・作業中の的確な合図等、安全な作業方法の徹底
 - ② 現場の作業状況に応じた危険を排除するためのKY活動やリスクアセスメントの徹底
 - ③ 移動式クレーンのオペ付きリース業者に対する統括管理の徹底
- (5) 建築物等の解体工事
- ア 解体用機械の安全対策
- ① 重機の位置や走行経路、②③の安全対策等が分かり易く明示された作業計画の作成及び労働者への周知
 - ② 立入禁止区域の設定、誘導員の確実な配置等、目に見える形での立入禁止措置の実施
 - ③ 敷鉄板の敷設や路肩の崩壊防止等、確実な転倒・転落防止対策の実施
 - ④ 重篤災害発生防止のためのシートベルトの着用の徹底
 - ⑤ 車両系建設機械（解体用機械）に係る有資格者の適正配置
- イ 墜落・転落防止に向けた安全対策
- ① 建築物の屋根・開口部等からの墜落・転落防止措置（開口部の覆い、

防網の設置、親綱・安全帯の使用)

② 解体工事に伴う足場の盛替時（足場の解体時）の墜落防止措置（親綱・安全帯の使用）

③ 墜落時の身体への衝撃が少ないハーネス型安全帯の着用促進

ウ 石綿ばく露防止対策

① 工事着手前の確実な事前調査の実施

② 集じん・排気装置の確実な点検・整備

③ 防じんマスク（電動ファン付きマスク・フィルター交換式マスク）の着用、散水・薬剤散布等による湿潤化対策等について、計画届・作業届を要しないレベル3の作業を含めて徹底